



# 改訂 生活道路の ゾーン対策マニュアル

交通工学会 発行 丸善出版 発売 ISBN978-4-905990-86-4  
平成 29 年 6 月発行 A4 版 223 頁 本体価格 3,500 円+税 会員価格 3,150 円+税

交通工学会では、1996 年発行の「コミュニティ・ゾーン形成マニュアル」にはじまり 2011 年発行の「生活道路のゾーン対策マニュアル」まで、4 冊のマニュアルを出版してきました。この 2011 年の出版後も、より効果的で実効性のある対策の導入を目指して生活道路対策は進展していることから、この 6 年間の最新の制度・取り組み・知見を広く普及することを目的として、改訂マニュアルを出版することとなりました。

**改訂のポイントは、2011 年から推進されている「ゾーン 30」、そして 2016 年に制定された「凸部、狹窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準（以下、技術基準とします）」への適合です。「ライジングボラード」も新たに項を設けて解説します。**その他にも、本書は前マニュアルの構成を踏襲しつつ、全編にわたり内容を精査し大幅に追記や変更を加えました。ステップにそって対策のプロセスを解説する第Ⅰ部では、ゾーン 30 や技術基準の解説や、新たな調査手法であるビッグデータ活用などを追記し、最新の施策に適合した内容となりました。交通規制や物理的デバイスなどの具体の対策手法の適用や留意点を解説する第Ⅱ部は、ハンプ、狭さく、シケインについて技術基準に適合した内容とし、あわせて豊富な参考事例やコラムを掲載しました。豊富な事例から対策の実際を紹介する第Ⅲ部では、追加対策の事例や通学路の取り組みを追加しました。まさに最新の生活道路対策を「基礎から実践まで」を網羅した一冊となりました。

技術者・実務者の方はもちろん、生活道路や通学路を守る市民の方まで、幅広く読んでいただけるよう構成を工夫しております。安心で安全な生活道路の実現にむけ、本書が全国各地で活用されることを期待しています。

生活道路に関する検討小委員会 委員長 久保田 尚

## -目次-

### はじめに

#### 第Ⅰ部 ゾーン対策の進め方

- 1.1 ゾーン対策をはじめる 【ステップ 0】
- 1.2 地区の課題を知る 【ステップ 1】
- 1.3 対策を考える 【ステップ 2】
- 1.4 対策を実施する 【ステップ 3】
- 1.5 課題の解決を確認する 【ステップ 4】

#### 第Ⅱ部 対策手法と留意点

- 2.1 手法の種類と適用の考え方
- 2.2 主な手法の特徴と適用上の留意点
- 2.3 交通規制と物理的デバイスの主な組み合わせ事例
- 2.4 その他の留意点

#### 第Ⅲ部 生活道路対策の事例

- 3.1 生活道路のゾーン対策の取り組み事例
- 3.2 各種取り組みと生活道路対策

#### 参考資料

#### 索引

## ・改訂版のポイント・

### はじめに…

- ・これから始めようという方、実務者の方、さまざまなお悩みにあわせて、このマニュアルをナビします。

### 第Ⅰ部では…

- ・対策推進のステップごとに、調査、計画策定、対策実施、評価に維持管理と詳細に解説します。
- ・ゾーン 30、凸部等技術基準、ビッグデータなど、新たな情報を掲載しました。

### 第Ⅱ部では…

- ・必要な交通規制を主としたソフト的手法を網羅しています。  
最高速度 30km/h の区域規制、大型車等通行止め、歩行者用道路、一方通行、駐車禁止と駐車可、路側帯の設置・拡幅、一時停止規制と路面表示
- ・物理的デバイスは、凸部等技術基準に完全対応し、ライジングボラードなどの最新情報も掲載しています。  
ハンプ、狭さく、シケイン、遮断、ライジングボラード
- ・留意点として「自転車通行」について内容を全面見直し、新たに「物理的デバイスの看板・表示」「寒冷地、積雪地、積雪寒冷地における物理的デバイス設置時の留意点」を追加しました。

### 第Ⅲ部では…

- ・掲載事例 3 地区を追加しました。  
つくば市（要地区）、船橋市（坪井地区）、綾瀬市（寺尾釜田地区）
- ・テーマ別の取り組み事例も追加しました。  
通学路、市民参加、ライジングボラードの活用

書籍のご注文につきましては下記サイトをご利用ください

発行 交通工学会 <http://www.jste.or.jp/>

発売 丸善出版（株） <http://pub.maruzen.co.jp/>

ゾーン 30・凸部等技術基準適合

改訂

# 生活道路の ゾーン対策 マニュアル

—身近な道路を安全に—  
ゾーン設定からデバイスの導入まで

一般社団法人 交通工学研究会

## はじめに

1996 年（平成 8 年）にスタートしたコミュニティ・ゾーン事業によって、わが国の生活道路対策は新たな時代に入りました。そこで打ち出された①対象をゾーンとして捉えること、②道路管理と交通管理の連携、③市民参加などの理念は、いまでは交通安全対策を進める上での常識としてすっかり定着しています。

交通工学研究会では、これまで以下の 3 冊のマニュアルを出版し、コミュニティ・ゾーンをはじめとする生活道路のゾーン対策の推進に努めてきました。

『コミュニティ・ゾーン形成マニュアル』（1996）

『コミュニティ・ゾーン実践マニュアル』（2000）

『コミュニティ・ゾーンの評価と今後の地区交通安全』（2004）

このたび、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、新しい時代の要請に応えるため、新たに「生活道路のゾーン対策マニュアル」を出版することといたしました。本マニュアルでは、これまでに取り組みされた優れた事例を紹介するとともに、交通規制や物理的デバイスなどについてわが国への適用可能性を考慮して紹介しています。

コミュニティ・ゾーン事業のスタートから 15 年を経過した現在、わが国の生活道路対策は格段の進歩を遂げてきました。ワークショップ方式の定着に伴い、市民の積極的関与はもはや常識となり、「市民参加」という言葉自体、あまり使われなくなりました。交通シミュレーション、社会実験など、世界的に見ても優れた仕組みや手法も有しています。ところが、ゾーン対策の実施事例の数からみると、ゾーン 30 が普及したヨーロッパなどに比べて著しく見劣りすることは否めません。どうやら、生活道路を改善し、高齢者や子供などが安心して使えるようにするための強い意思、そしてそれを実現する仕組みにまだまだ課題があるようです。

本マニュアルでは、その点を強く意識し、とりわけ市民や行政が生活道路対策に着手するためのノウハウから詳しく解説することとしました。

本書をお読みいただき、一人でも多くの方に、安全で快適な生活道路を取り戻す取り組みを「さあ、はじめよう！」と思い、かつ行動していただけることを衷心より期待する次第です。

2011 年 12 月  
生活道路に関する検討小委員会  
委員長 久保田 尚



## 改訂にあたって

交通工学会では、平成8年発行の「コミュニティ・ゾーン形成マニュアル」以来、生活道路の交通安全のためのマニュアルを継続的に刊行してきました。平成23年には、「ゾーン30」の登場を見据えた「生活道路のゾーン対策マニュアル」を刊行し、「ゾーン30」にかかわる交通規制と物理的デバイスを、市民とともに検討・導入するための手引き書として活用されてきました。物理的デバイス導入事例や「ゾーン30」指定地区事例を、国内の事例のみで紹介できるようになったのも、生活道路のゾーン対策が一般的な対策となったことを示す一端であると考えています。

道路構造令の平成13年改正で、ハンプ、狭さく、シケインが認知されました。しかし、そこでは設計基準などは示されませんでした。したがって、これまでは、交通工学会の一連のマニュアルが、これら物理的デバイスの形状や留意点を掲載する参考書籍となってきました。平成28年4月に公的な基準となる「凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準（以下、技術基準とする）」が施行され、設置計画や構造などがオーソライズされました。また、海外で普及している「ライジングボラード」は、新潟市での社会実験成果に基づき「ソフトライジングボラード」として導入されました。このように、この5年間で新たな技術基準の策定や対策手法の開発など具体的な取り組みや知見がさらに蓄積しています。また、「第10次交通安全基本計画」の重点的に対応すべき対象のひとつとして、特に生活道路が位置づけられ、対策のさらなる継続と発展が求められています。こうした背景から、交通工学会は本マニュアルを大幅に改訂することとしました。

改訂の最大のポイントは、「ゾーン30」および「技術基準」への適合です。これ以外にも、この5年間の変化に応じて、多くを改定しています。特に「ライジングボラード」は、物理的デバイスに位置づけるとともに導入事例を紹介しています。「ビッグデータの活用」を中心とした調査のための新技術も盛り込みました。その他に、通学路対策と生活道路対策との連携事例も紹介しています。広く全国への物理的デバイスの普及を目指し、特に雪寒地域での留意点も追加しています。

本書が、生活道路や通学路の安全を守る市民の皆様、自治体職員や警察関係者、および建設コンサルタントの皆様の活動と理想の実現に向けた一助となることを祈念しております。

2017年6月  
生活道路に関する検討小委員会  
委員長 久保田 尚



# 生活道路に関する検討小委員会

## 平成21～23年度 名簿

委員長 久保田 尚 埼玉大学大学院 理工学研究科

|          |                     |       |                     |
|----------|---------------------|-------|---------------------|
| 伊藤 将司    | (株)福山コンサルタント *      | 田中 翔太 | (株)オリエンタルコンサルタンツ △  |
| 上野 俊司    | 国際航業(株) *           | 寺内 義典 | 国土館大学               |
| 大江 真弘    | 国土交通省 道路局           | 浪川 和大 | 警視庁 交通部             |
| 岡本 雅之    | 国土交通省 道路局           | 花村 嗣信 | 国際航業(株)             |
| 葛西 誠     | 東京理科大学 理工学部 △       | 林 隆史  | (財)国土技術研究センター *     |
| 金子 俊之    | (株)福山コンサルタント        | 平井 親一 | 国土交通省 道路局           |
| 神田 昌幸    | 国土交通省 都市・地域整備局      | 平川 貴志 | (株)ドーコン             |
| 岸田 真     | (財)国土技術研究センター       | 福本 仁志 | 国土交通省 都市・地域整備局      |
| キム ジョンヨン | Cheil Engineering △ | 細見 明彦 | 国土交通省 都市・地域整備局      |
| 小嶋 文     | 埼玉大学大学院 理工学研究科 △    | 本田 肇  | 国土交通省 国土技術政策総合研究所 * |
| 沢田 章夫    | 警察庁 交通局             | 牧野 幸子 | (株)ケー・シー・エス *       |
| 篠田 宗純    | 国土交通省 道路局           | 松原 淳  | 交通エコロジー・モビリティ財団     |
| 鈴木 通仁    | 国土交通省 都市・地域整備局      | 望月 拓郎 | 国土交通省 道路局           |
| 曾根 真吾    | (株)コムテック地域工学研究所 △   | 森 雅義  | 警察庁 交通局             |
| 竹林 秀基    | 国土交通省 道路局           | 山本 俊雄 | (株)長大               |
| 竹本 由美    | (財)国土技術研究センター       | 横山 哲  | (株)ドーコン *           |

\*=幹事 △=協力員  
(五十音順)

## 平成24～29年度 名簿

委員長 久保田 尚 埼玉大学大学院 理工学研究科

幹事長 寺内 義典 国土館大学 理工学部

|       |                     |        |                    |
|-------|---------------------|--------|--------------------|
| 石井 宏明 | 国土交通省 道路局           | 竹下 卓宏  | 国土交通省 道路局          |
| 伊藤 将司 | (株)福山コンサルタント *      | 竹本 由美  | (一財)国土技術研究センター *   |
| 稲垣 具志 | 日本大学 理工学部 *         | 田中 翔太  | (株)オリエンタルコンサルタンツ * |
| 井上 直  | 国土交通省 都市局           | 田中 義宗  | 警視庁 交通部            |
| 上野 俊司 | 国際航業(株) *           | 橋本 成仁  | 岡山大学大学院 環境生命科学研究科  |
| 梅野 秀明 | 警察庁 交通局             | 長谷川 裕修 | 国土交通省 道路局          |
| 大榎 謙  | 国土交通省 道路局           | 花村 嗣信  | 国際航業(株) *          |
| 大橋 幸子 | 国土交通省 国土技術政策総合研究所 * | 浜岡 秀勝  | 秋田大学 理工学部 *        |
| 葛西 誠  | (株)高速道路総合技術研究所 *    | 林 隆史   | 元(一財)国土技術研究センター *  |
| 勝又 憲彦 | 警察庁 交通局 *           | 平井 親一  | 国土交通省 道路局          |
| 金子 俊之 | (株)福山コンサルタント *      | 本田 肇   | 国土交通省 国土技術政策総合研究所  |
| 桑原 正明 | 国土交通省 都市局           | 牧野 幸子  | (株)ケー・シー・エス *      |
| 小嶋 文  | 埼玉大学大学院 理工学研究科 △    | 交田 晃基  | 国土交通省 道路局          |
| 酒井 雄基 | (一財)国土技術研究センター *    | 松原 淳   | 交通エコロジー・モビリティ財団 *  |
| 柴田 康晴 | 国土交通省 道路局           | 望月 拓郎  | 国土交通省 道路局          |
| 鈴木 通仁 | 国土交通省 都市局           | 山本 清文  | 警察庁 交通局            |
| 関 皓介  | (株)片平エンジニアリング △     | 山本 俊雄  | (株)長大 *            |
| 関 信郎  | 国土交通省 都市局           | 横山 哲   | (株)ドーコン *          |
| 曾根 真吾 | (株)コムテック地域工学研究所     |        |                    |

\*=幹事 △=協力員  
(五十音順)

# 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| あなたの身近な生活道路で「クルマが怖い」と感じたら ..... | i  |
| 本マニュアルの目的と使い方 .....             | vi |

## 第Ⅰ部 ゾーン対策の進め方

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| <b>1.1 ゾーン対策をはじめる【ステップ0】 .....</b> | <b>1</b>  |
| 1.1.1 体制の構築 .....                  | 1         |
| 1.1.2 コミュニケーション手法 .....            | 3         |
| 1.1.3 地区選定の流れ .....                | 5         |
| 1.1.4 対策地区と「ゾーン 30」 .....          | 11        |
| 1.1.5 技術基準 .....                   | 12        |
| <b>1.2 地区の課題を知る【ステップ1】 .....</b>   | <b>13</b> |
| 1.2.1 地区の課題を知る .....               | 13        |
| 1.2.2 課題把握のためのコミュニケーション手法 .....    | 21        |
| 1.2.3 課題箇所の特特定 .....               | 22        |
| <b>1.3 対策を考える【ステップ2】 .....</b>     | <b>23</b> |
| 1.3.1 整備方針の決定の流れ .....             | 23        |
| 1.3.2 道路機能の設定 .....                | 24        |
| 1.3.3 目標の設定 .....                  | 26        |
| 1.3.4 全体計画の立案 .....                | 27        |
| 1.3.5 対策検討の留意点 .....               | 28        |
| 1.3.6 対策を考えるためのコミュニケーション手法 .....   | 29        |
| 1.3.7 社会実験 .....                   | 32        |
| <b>1.4 対策を実施する【ステップ3】 .....</b>    | <b>36</b> |
| 1.4.1 実施方法 .....                   | 36        |
| <b>1.5 課題の解決を確認する【ステップ4】 .....</b> | <b>37</b> |
| 1.5.1 評価 .....                     | 37        |
| 1.5.2 維持管理 .....                   | 44        |

## 第Ⅱ部 対策手法と留意点

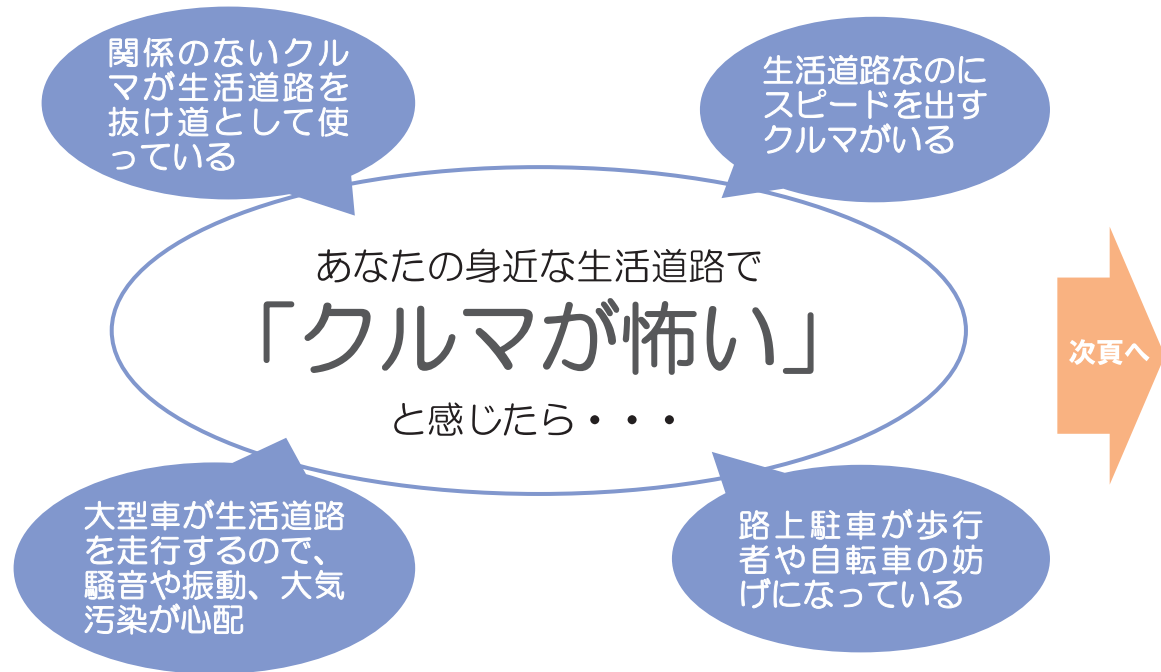
|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| <b>2.1 手法の種類と適用の考え方 .....</b>    | <b>49</b> |
| 2.1.1 手法の種類 .....                | 49        |
| 2.1.2 手法の適用の考え方 .....            | 52        |
| <b>2.2 主な手法の特徴と適用上の留意点 .....</b> | <b>56</b> |
| 2.2.1 交通規制等（ソフト的手法） .....        | 59        |
| (1) 最高速度 30km/h の区域規制 .....      | 59        |
| (2) 大型車等通行止め .....               | 62        |
| (3) 歩行者用道路 .....                 | 64        |

|                                     |            |
|-------------------------------------|------------|
| (4) 一方通行規制                          | 66         |
| (5) 駐車禁止と駐車可                        | 68         |
| (6) 路側帯の設置・拡幅                       | 70         |
| (7) 一時停止規制                          | 72         |
| 2.2.2 物理的デバイス（ハード的手法）               | 74         |
| (1) ハンプ                             | 74         |
| (2) 狭さく                             | 88         |
| (3) シケイン                            | 94         |
| (4) 遮断                              | 97         |
| (5) ライジングボラード                       | 100        |
| <b>2.3 交通規制と物理的デバイスの主な組み合わせ事例</b>   | <b>102</b> |
| 2.3.1 歩道のある道路                       | 102        |
| 2.3.2 歩道のない道路                       | 103        |
| <b>2.4 その他の留意点</b>                  | <b>106</b> |
| 2.4.1 自転車通行への留意点                    | 106        |
| 2.4.2 物理的デバイスの看板・表示の留意点             | 108        |
| 2.4.3 寒冷地、積雪地、積雪寒冷地での物理的デバイス設置時の留意点 | 110        |

## 第Ⅲ部 生活道路対策の事例

|                              |            |
|------------------------------|------------|
| <b>3. 生活道路対策の事例</b>          | <b>117</b> |
| <b>3.1 生活道路のゾーン対策の取り組み事例</b> | <b>118</b> |
| 3.1.1 茨城県つくば市（要地区）           | 118        |
| 3.1.2 千葉県船橋市（坪井地区）           | 122        |
| 3.1.3 神奈川県綾瀬市（寺尾釜田地区）        | 126        |
| 3.1.4 千葉県鎌ヶ谷市（東初富地区）         | 131        |
| 3.1.5 東京都文京区（千駄木三・四・五丁目地区）   | 137        |
| 3.1.6 静岡県静岡市（南八幡地区）          | 142        |
| 3.1.7 滋賀県栗東市（下鉤甲地区）          | 146        |
| <b>3.2 各種取り組みと生活道路対策</b>     | <b>151</b> |
| 3.2.1 通学路での生活道路対策            | 151        |
| 3.2.2 中心市街地の生活道路対策           | 156        |
| 3.2.3 密集市街地の生活道路対策           | 165        |
| 3.2.4 観光まちづくりと生活道路対策         | 171        |
| 3.2.5 バリアフリーと生活道路対策          | 177        |
| 3.2.6 市民参加と生活道路対策            | 183        |
| 3.2.7 ライジングボラードを活用した生活道路対策   | 187        |
| 「生活道路のゾーン対策マニュアル」参考資料        | 193        |
| 索引                           | 221        |





生活道路では、抜け道として利用するクルマやスピードを出すクルマなどによって、交通事故が発生したり、安心できる歩行環境や静かな生活環境が守られていないといった問題が起きています。しかも、市民の生活環境に対するニーズは、ますます多様化しています。例えば、高齢社会をむかえ、交通弱者に配慮した交通環境の整備が求められるでしょう。コミュニティの再生や地域の活性化を図りたいといった、ニーズも多くなるでしょう。生活道路では、今起きている問題と多様化するニーズに対応していく必要があります。

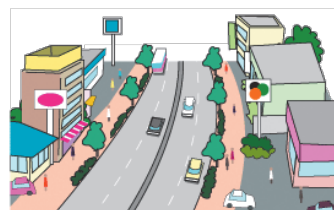
## 生活道路とは

「生活道路」とは、地区に住む人が地区内の移動あるいは地区から幹線道路（主に国道や県道などで通過交通を担う道路）に出るまでに利用する道路です。

本書では、道路を「幹線道路」と「生活道路」に分類し、主に生活道路の対策について記載しています。



生活道路のイメージ



幹線道路のイメージ

さあ、はじめよう！

## 市民

### 同じ思いの人を探してみましょう

#### ●まずはご近所の方と話をしてみませんか

ご近所の方との話題の一つとして、身近な生活道路のクルマの危険について話をしてみてください。きっと同じ思いの方がいるはずです。

#### ●自治会やPTAなど地区の組織の方とも一緒に考えてみませんか

自治会やPTAなど今ある組織の役員の方とも話をし、一緒に考えてみてはいかがでしょうか。一人より多数の方が、行政に市民の思いを効果的に伝えられます。最近では、インターネットを通じた情報交換も盛んです。

### 自ら危険な状況の確認もできます

#### ●クルマの速度が速いと感じたら

- ・走行状況を確認してみましょう。

⇒P5

#### ●生活道路を通過するクルマの量が多いと感じたら

- ・交通量を調べてみましょう。

#### ●クルマによる危険な箇所がたくさんある場合は

- ・ヒヤリ地図を作ってみましょう。

⇒P17、P21

### 行政に相談してみましょう

#### ●同じ思いの方と一緒に、道路管理者や警察などの行政におもいきって相談してみましょう。

#### ●その時に、危険な状況が分かる資料があると、皆さんが思っている状況が、具体的に伝わりやすくなります。

道路管理者や警察はそれぞれ担当が決まっています。分からないときは次のように電話しましょう。

- ・道路関係：市区町村役場の道路関係課が担当です。役所の代表電話に電話し、「家の近くの道が危ないので相談したい。道路の安全を担当する課につないでください。」と伝えましょう。
- ・交通規制関係：警察署の交通課が担当です。警察署の代表電話に電話し、「家の近くの道が危ないので相談したい。交通担当の課につないでください。」と伝えましょう。

## 行政

### 地区の危険な箇所を確認しましょう

- ・これまで市民からの要望が寄せられていないか確認してみましょう
- ・上司や同僚の方の感じ方も聞いてみてください

・「ゾーン 30」が指定されている地区でも、目標とした効果が得られているか確認してください。⇒P37

### 地区の現状を確認してみましょう

- ・交通事故、交通実態調査結果や交通ビッグデータなど既存のデータを確認しましょう
- ・これまでの生活道路の整備状況や関連する計画などの確認を行いましょう

### 対策の必要性の有無を考えてみましょう

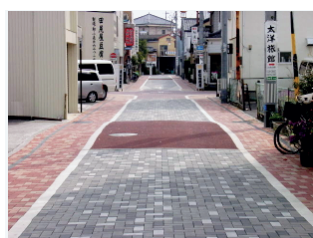
- ・関係者や地区の代表の方に、危険な状況などを相談してみましょう
- ・危険な状況がはっきりしてきたら、本格的に対策検討の必要性を考えてみましょう

### ゾーン対策の導入について判断します

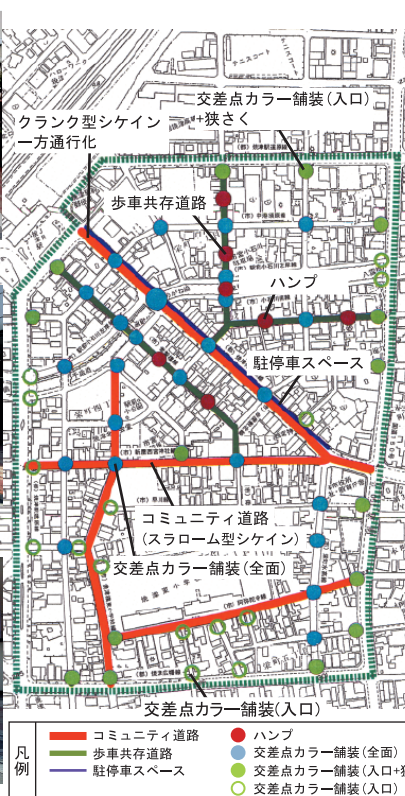
- ・問題が面的か？面的な対策の必要があるか？によってゾーン対策か個別対策かの判断をしましょう
- ・期待した効果が得られていなければ、ハード的手法も含めて、改善策を検討してください。

市民と行政が連携して対策を推進

## ゾーン対策の事例



ハンプ



## クランク型シケイン



## スラローム型シケイン



「止まれ」絞込み表示



交差点カラー舗装＋狭さく



ハンプ予告表示

(静岡県焼津市栄町地区)

## 交通規制から ～ゾーン30の推進～

「ゾーン30」とは、生活道路における歩行者や自転車利用者などの安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度超過やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制などを図る生活道路対策です。⇒P11

道路の構造を工夫することでも、生活に密着した“走る”歩く”“集う”ための空間をつくることができます。例えば、歩行者を中心とする道路で、自動車に対してわざと道路を盛り上げたり狭くしたりして、車のスピードを下げる工夫などがあります。

これらの工夫について、平成28年3月に国土交通省から新たに設置基準が出されました。基準では、ハンプ、狭さく、シケインの設置に関する方針や形状の考え方などが示されています。今後、地域の道路を管理する地方公共団体が、この基準を参考にするなどして、各地区のニーズにあった生活道路の整備をすすめていくことが考えられます。

さあ、ゾーン対策をはじめましょう



## ゾーン対策の4つのステップ

### ステップ0：ゾーン対策をはじめる

ゾーン対策をはじめるためには、対策地区にゾーン対策を講じることが適切であるかを客観的に評価した上で、対策地区にあったコミュニケーション手法を選択していく必要があります。

- **体制の構築** ⇒P1  
・市民と行政が相互にコミュニケーションが図れる体制を構築します。
- **コミュニケーション手法** ⇒P3  
・コミュニケーション手法の選択及び留意点を踏まえて市民と行政のコミュニケーションをはじめます。
- **地区選定の流れ** ⇒P5  
・客観的なデータの収集・分析により対策地区を選定し、ゾーン対策実施の判断を行います。

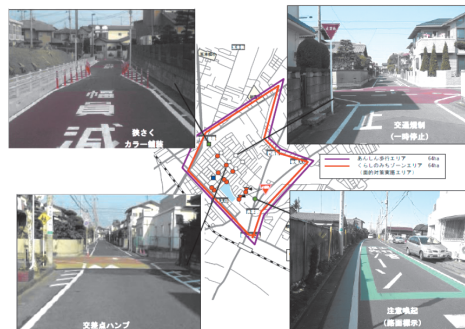
### ステップ1：地区の課題を知る



課題となっている地区の状況进行分析し、ゾーンの範囲を確定します。また、事前調査により交通量、交通事故データや交通ビッグデータなどの客観的データを収集することで、地区の課題を具体的に整理します。

- **地区の課題を知る** ⇒P13  
・地区の課題を把握するために、地区の状況、交通安全、交通環境の調査を行います。
- **課題箇所の特定** ⇒P22  
・事前調査を行った後に結果を整理し、課題箇所およびその内容を特定します。

### ステップ2：対策案を考える(ゾーン対策方針)



地区の課題に見合った目標を設定した上で、地区の特徴に応じた対策案を考えます。ここでは、ゾーン境界とゾーン内の道路機能を明確にし、この機能に応じて交通規制や物理的デバイスの設置を検討します。

- **整備方針の設定** ⇒P23  
・ゾーンの整備方針を決定します。
- **道路機能の設定** ⇒P24  
・ゾーン内の道路に対して、その機能・役割を明確にします。
- **目標の設定** ⇒P26  
・課題箇所について目標を設定します。
- **全体計画の立案** ⇒P27  
・ゾーンの全体計画を立案します。
- **対策検討の留意点** ⇒P28  
・関係機関との調整を図ることが重要です。
- **社会実験の実施** ⇒P32  
・対策案の効果や影響を確認するため社会実験を実施することも有効です。

### 市民の考えを取り入れる

ゾーン対策には、市民の考えを取り入れることが重要です。地区の特徴やこれまでの経緯を十分勘案した上で、適切なコミュニケーション手法を選定し、事業の合意形成を図ります。

- **課題把握におけるコミュニケーション手法** ⇒P21
- **対策を考えるためのコミュニケーション手法** ⇒P29



#### ステップ0 (取り組み体制)

- ・会議形式の委員会やワーキングショップ形式の検討会など



#### ステップ0 (周知・広報)

- ・ニュース
- ・インターネットなど



## ■ ゾーン対策には4つのステップがあります

生活道路のゾーン対策には、以下に示す地区の課題を知る、対策案を考える(ゾーン対策方針)、対策を実施する、課題の解決を確認するの4つのステップがあります。

ゾーン対策では、地区特有の個別課題に取り組んでいくことになるため、4つのステップのそれぞれで、市民の考えを取り入れることが必要です。そのため、道路管理者や警察などと市民とが協働して進めていくことが重要になります。

### ステップ3：対策を実施する



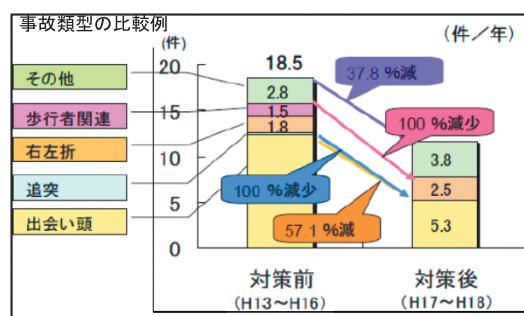
ゾーン対策を実施します。実施にあたっては、緊急車両等への影響が生じることもあるため、関係機関との十分な調整が必要となります。さらに、道路構造や交通規制の変更に対して、混乱を招かないような周知も求められます。

#### ● 実施方法

⇒P36

- ・予算的な制約や合意形成などの状況に応じて、段階的に整備を進捗させることも検討します。

### ステップ4：課題の解決を確認する



実施した対策を確認します。対策の有効性を確認するための評価を実施し、十分な効果が得られてない場合は、ハード的手法による対策の必要性を検討し、追加対策を実施します。

#### ● 評価

⇒P37

- ・対策の有効性を確認するための評価を実施します。

#### ● 維持管理

⇒P44

- ・施工後の維持管理によって機能を維持させます。

#### ● 計画の見直しに向けた評価結果のフィードバック

⇒P39

- ・交通の課題を解決するために PDCA サイクルにより、継続して改善を図っていきます。

事後評価において改善の必要性ありの場合



#### ステップ1 (地区の課題を知る)

- ・ヒヤリ点検、アンケート調査
- ・ビッグデータ活用など



#### ステップ2 (対策案を考える)

- ・交通シミュレーション
- ・CG、模型など



#### ステップ2 (対策案を考える)

- ・社会実験
- ・立ち寄りブースなど



#### ステップ3・4 (実施・確認する)

- ・現地確認
- ・点検など

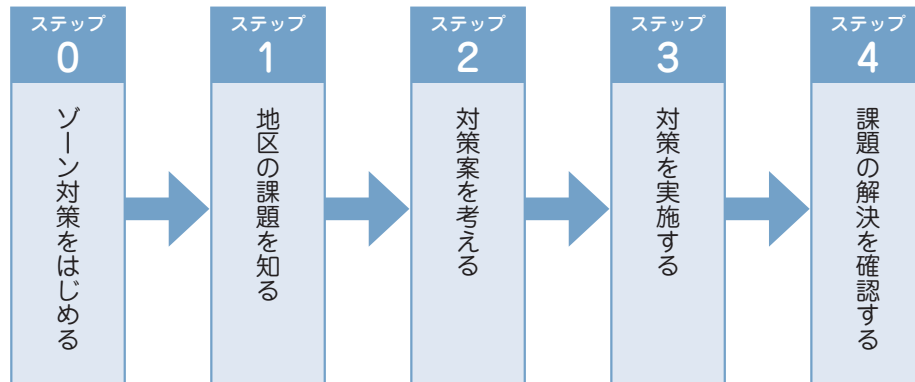
## 本マニュアルの目的と使い方

本マニュアルは、市民、道路管理者・警察などの行政の担当者に対して、今後の生活道路におけるゾーン対策の基本的考え方と進め方、および具体的な手法に関する情報を提供し、交通の安全性や円滑性の向上に加え、より良い地区環境の創造に資することを目的として整理したものです。

本マニュアルは、以下の構成としています。

### 第Ⅰ部：ゾーン対策の進め方

生活道路のゾーン対策の考え方、進め方について、以下の手順で整理しています。



### 第Ⅱ部：対策手法と留意点

ゾーン対策の手法について、交通規制等と物理的デバイスの特徴、主な組み合わせ事例や適用上の留意点を整理しています。

| 交通規制等<br>(ソフト的手法)                                                                                              | 物理的デバイス<br>(ハード的手法)                                                                              | 留意点                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| (1) 最高速度 30km/h の区域規制<br>(2) 大型車等通行止め<br>(3) 歩行者用道路<br>(4) 一方通行<br>(5) 駐車禁止と駐車可<br>(6) 路側帯の設置・拡幅<br>(7) 一時停止規制 | (1) ハンプ<br>(2) 狭さく<br>(3) シケイン<br>(4) 遮断<br>(5) ライジングボラード<br><div>技術基準<br/>(H28.3)<br/>に適合</div> | (1) 自転車通行<br>(2) 物理的デバイスの看板・表示<br>(3) 寒冷地、積雪地、積雪寒冷地での物理的デバイスの設置 |

### 第Ⅲ部：生活道路対策の事例

生活道路対策の実施事例について、計画から実施・評価に至るプロセスも含めて整理しています。

#### 生活道路のゾーン対策事例

- (1) 茨城県つくば市
- (2) 千葉県船橋市
- (3) 神奈川県綾瀬市
- (4) 千葉県鎌ヶ谷市
- (5) 東京都文京区
- (6) 静岡県静岡市
- (7) 滋賀県栗東市

#### 各種取り組みと生活道路対策

- (1) 通学路での生活道路対策
- (2) 中心市街地の生活道路対策
- (3) 密集市街地の生活道路対策
- (4) 観光まちづくりと生活道路対策
- (5) バリアフリーと生活道路対策
- (6) 市民参加と生活道路対策
- (7) ライジングボラードを活用した生活道路対策

# 生活道路のゾーン対策 『出前講座』開催について

一般社団法人 交通工学研究会  
生活道路に関する検討小委員会

生活道路や通学路での痛ましい事故のニュースが後を絶ちません。一方、国では、ゾーン 30 の推進や凸部等設置に関する技術基準などにより、さらに実効性の高い対策を進めようとしています。こうした動きを踏まえ、生活道路のゾーン対策をさらに前進させることを目的として、平成 29 年 6 月「改訂生活道路のゾーン対策マニュアル」を発行しました。(ISBN978-4-905990-86-4)

生活道路の安全対策のさらなる普及を目指して、以下のような活動を行っておりますので奮ってご応募いただければ幸いです。



## 【出前講座の開催】

前回のマニュアル出版時にも開講しました出前講座を、「改訂 生活道路のゾーン対策マニュアル」に準拠したバージョンアップした内容で行います。ゾーン 30 導入に係る協議会等での利用のほか、自治体・警察の新任研修や、町内会・自治会での交通安全対策を考える集まりなど、様々な機会にご活用ください。受講者が数人であってもかまいません。生活道路対策の実務に長けた技術者や、各地で実践的研究をすすめる学識経験者が、全国どこにでも駆けつけて、生活道路のゾーン対策の考え方の解説、マニュアルの説明、質疑応答をさせていただきます。

なお、時期、方法、講師、費用などについては、申し込みいただいてから個別にご相談させていただきます。

### ● お申込・お問い合わせ

交通工学研究会 生活道路に関する検討小委員会 担当係

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-23 Tel 03-6410-8717 050-5507-7153

### ● 出版物『生活道路のゾーン対策マニュアル』のお申込み・販売について

発売：丸善出版 株式会社 <http://pub.maruzen.co.jp/> Tel03-3512-3256

会員の方は、交通工学研究会へご注文願います。

